

# 第4回熊本市行政区画等審議会 会議資料



日時 平成21年12月22日(火) 13時30分～  
場所 KKRホテル熊本 2階「城彩」

## 目 次

1. 熊本市における行政区画編成及び  
区役所位置の検討に当たっての基準について・・・・・・・・・・ 1
2. 行政区画編成及び区役所位置の検討について・・・・・・・・・・ 7

# 1.熊本市の行政区画編成及び 区役所位置の検討に当たっての 基準について

## (1)熊本市における行政区画編成の検討に当たっての基準について

政令指定都市になれば、行政区（区）を設置することになり、市役所本庁は、市全体に係る政策企画、総合的な管理調整などの業務や広域的な業務、個別の専門性が必要な業務などを行うことになり、区役所ではこれまで本庁でしかできなかったような業務を含め、直接市民を対象とする日常生活に密着した業務を行うことになる。

このようなことから、市役所本庁＝県並み、区＝市並みの役割を果たすようになることから、区は、まちづくりの単位として市並みの一定規模が必要となってくる。

区の編成に当たっては、人口規模、面積規模、地形・地物、地域コミュニティなどに留意し、また、それぞれの地域の歴史的な経過や合併における経過なども考慮する必要がある。

### 1 人口規模

区の人口規模を考えるに当たっては、行政効率や財政負担について考慮するとともに、きめ細やかな行政サービスの提供と地域の個性や特性を生かした区単位での市民協働によるまちづくりを行っていくことを考える必要があり、既存政令指定都市の例についても合わせて考えた場合、熊本市における区の人口規模は、10万人から15万人程度が一つの目安と考えられる。

既存の政令指定都市では、1区あたりの人口規模にばらつきがあるものの、10万人から15万人の人口規模の割合が最も多くなっている。(29.9%)

### 2 面積規模及び地形・地物

面積規模は、市民の利便性や一体感の醸成等の観点から、区役所までの時間距離に配慮した面積規模が望ましいが、地形や人口密集度等のさまざまな状況があることから、他の基準との関係で必要がある場合に考慮するものとする。

また、区の境界については、地域の歴史的な形成にも関わってきた山林、河川、鉄道、主要道路などの明瞭な地形・地物なども考慮する必要がある。ただ、橋や地下道などにより交流が進んでいることもあり、必ずしも分断要素とはならない地域があることにも配慮する必要がある。

### 3 地域コミュニティ及び通学区域

区における住民自治を尊重する観点から、地域コミュニティの中心的組織として機能している自治会・区長会の組織については、分断しないよう配慮する。また、熊本市においては、17ヶ所の地区公民館にまちづくり交流室を設置し、所管区域の市民協働による地域づくり活動の支援や推進を行っており、その活動単位の大幅な再編成を必要としない区の編成とするものとする。

小学校の通学区域については、分断をしないものとする。中学校の通学区域については分断しないことが望ましいが、小学校区を分断する中学校区が数多くあるため、なるべく配慮するものとする。また、市民の日常生活圏域にも配慮する必要がある。

#### **4 公共機関の所管区域及び選挙区（国）**

市民の利便性や行政の効率性の観点から、区の区域は、国・県等の公共機関（法務局、税務署、警察、郵便局等）の所管区域とできる限り整合性を確保することが望ましいが、各所管区域が一致していないため、全てと整合性を図ることは困難であり考慮するにとどめる。

また、国会議員の選挙区については、一部小学校区を分断している地域などの問題もあるが、一定の考慮が必要である。

## (2)熊本市における区役所位置の検討に当たっての基準について

熊本市は、区役所をきめ細かな行政サービスを提供する区の拠点として位置づけ、住民生活に密接に関連する事務を総合的に処理できる体制をとり、区役所で窓口サービスが完結するような区役所の体制をとることとしている。

一般的に言われる産業振興等の業務を行う大区役所制の体制をとることで、区役所設置により、住民の利便性を向上させることとしている。

大区役所制とする場合には、区役所で行う事務数が増えるため、区役所を利用する市民も多くなり、また、区役所に200～250名程度の職員を配置する必要があることから、区役所の敷地面積・庁舎の延床面積は、一定の規模が必要となる。

平成15年以降、政令指定都市に移行した市において、移行時に新設された区役所の庁舎規模は、以下のとおりである。

都市名	区名	敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)	構造
さいたま市	西区	6,774.85	4,820.05	鉄骨 3階
	北区	7,420.00	3,110.40	プレハブ鉄骨 3階
	見沼区	6,070.44	5,719.85	プレキャストコンクリート 2階
	桜区	4,867.24	3,401.32	プレハブ鉄骨 4階
	南区	6,005.90	4,516.14	鉄骨 4階
	緑区	3,875.45	4,729.65	鉄骨 3階
静岡市	駿河区	4,761.31	5,543.13	鉄骨 4階
浜松市	南区	6,437.32	3,693.59	鉄筋コンクリート 3階
	東区	5,370.36	3,769.36	鉄筋コンクリート 3階
	西区	7,196.15	4,097.79	鉄筋コンクリート 3階

※堺市は整備済み、新潟市、岡山市はすべて既存施設（民間施設）活用

最近、政令指定都市に移行した都市の新設区役所の延床面積の平均は約4,500㎡、敷地面積の平均は、約6,000㎡となっている。

### 1 区役所の施設規模

大都市行政における市民との協働や行政サービスの拠点となることから、総合出先機関となる区役所には、その施設に一定程度の規模が求められるため、職員の配置数にもよるが、他都市の新設区役所の例を参考にし、人口10～15万人の区の区役所の延床面積は、4,500㎡を目安とする。

区役所の用地はゆとりある広さが望ましく、また、公共交通体系等を踏まえ、駐車場の用地確保にも留意する必要があるため、他都市の新設区役所の例を参考にし、区役所の敷地面積は、6,000㎡以上を目安とする。

## 2 既存施設の活用

政令指定都市移行までの限られた期間内に区役所の体制を整備するため、行財政状況も考え合わせ、市有施設など既存施設の有効活用を最大限考慮する必要がある。

## 3 用地確保の可能性

政令指定都市移行までの限られた期間内に、適当な規模の用地が確保できることが必要である。

## 4 交通の利便性

区役所までの時間距離ができる限り短くなるよう、道路や鉄道、バスなど交通条件のよい位置が望ましい。

ただし、熊本市の主要道路やバス路線は、中心市街地から放射線状に伸びており、区割りをした場合の区内の交通条件はあまりよくないことも考えられるため、区役所への交通アクセスを確保するための、区内を循環するコミュニティバス等の導入について検討する必要がある。

## 5 市民の日常生活における利便性

市民の日常生活の利便性を高めるため、他の公共施設、国・県等の公共機関、商業・サービス機能が一定の水準で集積されている場所が望ましい。

熊本市では、平成21年3月に熊本市の都市計画分野の長期的な方針となる第2次都市マスタープランを策定し、プランにおいて、「中心市街地」のほか、商業や行政サービス、医療、福祉、教育など地域での暮らしに必要な機能が集積した地域を「地域拠点」を定めており、市民の日常生活の利便性の観点から考えると、区役所は、「中心市街地」や「地域拠点」に設置することが望ましい。



## 2. 行政区画編成及び区役所位置の 検討について

## (1) 行政区画編成の検討について

### ①5区案の区割りの基本的な考え方

本市は、熊本城を中心に同心円的に広がった都市であり、バス網のほとんどが交通センターを中心に放射状に編成されていることから、住民の日常生活の利便性を考慮し、中央に1つの区を設けた。

中央区の周辺の東西南北に4つの区を設けた。

行政区画編成の基準	検討案の考え方
人口規模	行政サービスの提供や行政効率、財政負担などを考慮した場合、10～15万人程度が最も効率的な行政運営ができるとされており、これを基に区割りをした結果、10～18万人となった。
面積規模及び地形・地物	面積規模について、本市は、中心部と東部地域に人口が集中しているため、この2区をコンパクトにまとめ、他の3区はほぼ均等にした。 地形・地物について、白川の子飼橋から上流区域は、消防・警察等で管轄の分岐線としているところが多く、生活圏も密接ではないことから、区の境界線とした。
地域コミュニティ・通学区域	小学校区は分断しないことを前提に、中学校区、公民館の管轄区域は極力分断しないよう配慮した。
公共機関の所管区域・選挙区	公共機関の所管区域と選挙区については、全てと整合性を図ることは困難であるが、一部考慮した。

※分断される中学校区：井芹中、京陵中、竜南中、西原中、出水南中

※分断される公民館管轄区域：五福公民館、東部公民館、幸田公民館

### 行政区の編成データ

区数	編成	人口	世帯数	面積	人口密度
5	A	145,656人	51,829世帯	115.65 km <sup>2</sup>	1,259 km <sup>2</sup> /人
	B	97,212人	37,973世帯	88.04 km <sup>2</sup>	1,104 km <sup>2</sup> /人
	C	177,792人	85,888世帯	25.33 km <sup>2</sup>	7,019 km <sup>2</sup> /人
	D	185,959人	71,728世帯	50.32 km <sup>2</sup>	3,696 km <sup>2</sup> /人
	E	121,359人	41,187世帯	110.02 km <sup>2</sup>	1,103 km <sup>2</sup> /人
合計		727,978人	288,605世帯	389.36 km <sup>2</sup>	

## ②6区案の区割りの基本的な考え方

本市は、熊本城を中心に同心円的に広がった都市であり、バス網のほとんどが交通センターを中心に放射状に編成されていることから、住民の日常生活の利便性を考慮し、中央に1つの区を設けた。

植木町役場を区役所とすることが合併協議会で承認されていることから、旧北部町の要望をふまえ、熊本市北部地域を1つの区とし、植木町を単独区とした。

城南町からの要望をふまえ、旧富合町と城南町とで1つの区とした。

行政区画編成の基準	検討案の考え方
人口規模	植木町単独区と旧富合町・城南町の区を除いては、行政サービスの提供や行政効率、財政負担などを考慮した場合、10～15万人程度が最も効率的な行政運営ができると言われており、これを基に区割りをした結果、13～18万人となった。 なお、植木町単独区は3万人、旧富合町と城南町の区については2万8千人弱の区となる。
面積規模及び地形・地物	面積規模について、本市は、中心部に人口が集中しているため、中心の区をコンパクトにまとめ、他の4区は50km <sup>2</sup> 程度と均等をとり、金峰山を含む区については、大きめの区にした。 白川の子飼橋から上流区域は、消防・警察等で管轄の分岐線とされているところが多く、生活圏も密接ではないことから、区の境界線とした。
地域コミュニティ・通学区域	小学校区は分断しないことを前提に、中学校区、公民館の管轄区域は極力分断しないよう配慮した。
公共機関の所管区域・選挙区	公共機関の所管区域については、全てと整合性を図ることは困難であるが、一部考慮した。 国会議員の選挙区についても考慮し、衆議院3区と4区はそれぞれの区とし、2区はなるべく分断しないように配慮した。

※分断される中学校区：井芹中、京陵中、竜南中、西原中、出水南中

※分断される公民館管轄区域：花園公民館、五福公民館、東部公民館、幸田公民館

### 行政区の編成データ

区数	編成	人口	世帯数	面積	人口密度
6	A	30,772人	9,736世帯	65.81 km <sup>2</sup>	468 km <sup>2</sup> /人
	B	129,654人	49,255世帯	52.72 km <sup>2</sup>	2,459 km <sup>2</sup> /人
	C	176,198人	63,659世帯	138.71 km <sup>2</sup>	1,270 km <sup>2</sup> /人
	D	177,792人	85,888世帯	25.33 km <sup>2</sup>	7,019 km <sup>2</sup> /人
	E	185,959人	71,728世帯	50.32 km <sup>2</sup>	3,696 km <sup>2</sup> /人
	F	27,603人	8,339世帯	56.47 km <sup>2</sup>	489 km <sup>2</sup> /人
合計		727,978人	288,605世帯	389.36 km <sup>2</sup>	

## (2) 区役所位置の検討について

### (区役所候補施設について)

第3回熊本市行政区画等審議会で承認された「区役所位置の検討に当たっての基準」を基に区役所の候補地を選別する必要がある。基準では区役所の施設規模として床面積は、4,500㎡、また、敷地面積は6,000㎡を目安としている。さらに行財政状況も考え合わせ、市有施設など既存施設の有効活用を最大限考慮する必要がある。また、交通の利便性や、市民の日常生活における利便性も考慮すると以下の施設が区役所の候補地として考えられる。

○熊本市行政区画等審議会「区役所設置の検討に当たっての基準」を基にした区役所候補地（市、町有施設）

施設等	開設年月日 (改築年月日)	敷地面積	建物延面積	構造	備考
市役所本庁舎（城東）	S56.10.31	10,007 ㎡	39,709 ㎡	RC15階建	商業地
北部総合支所（川上）	H1.12	8,035 ㎡	4,474 ㎡	RC2階建	第一種中高層住居専用
富含総合支所（富含）	H7.3.6	20,688 ㎡	3,842 ㎡	RC3階建	商業地
清水市民センター（清水）	S59.7.10	8,363 ㎡	1,793 ㎡	RC2階建	第一種中高層住居専用 (用途変更の必要あり)
西部市民センター（小島）	H14.4	9,323 ㎡	3,307 ㎡	RC2階建	市街化調整地域
南部市民センター（城南）	S62.7.6	8,285 ㎡	1,917 ㎡	RC2階建	第一種住居専用地域 (用途変更の必要あり)
城南町役場（隈庄）	S59.11.30	14,290 ㎡	3,470 ㎡	RC3階建	第一種住居専用地域
植木町役場（植木）	H3.10.14	25,253 ㎡	5,988 ㎡	RC3階建	第二種住居地域

○熊本市行政区画等審議会「区役所設置の検討に当たっての基準」を基にした区役所候補地（その他施設）

施設等	開設年月日 (改築年月日)	敷地面積	建物延面積	構造	備考
旧熊本県免許センター（帯山）	-	13,640 ㎡	-	-	準住居地域
税務大学研修所（桜木）	-	8,398 ㎡	-	-	第二種住居地域

○その他の市有施設

(用途地域による建設不可、都市マスタープランの指定地域外、改築時に現状運営を維持できない施設等による建設不可)

施設等	開設年月日 (改築年月日)	敷地面積	建物延面積	構造	備考
河内総合支所（河内）	S59.4	2,338 ㎡	2,766 ㎡	RC4階建	都市計画区域外
飽田総合支所（飽田南）	H8.3	6,544 ㎡	950 ㎡	RC2階建	市街化調整地域
天明総合支所（奥古閑）	H6.5	7,426 ㎡	720 ㎡	RC2階建	市街化調整区域
幸田市民センター（御幸）	S57.6.2	5,578 ㎡	1,900 ㎡	RC2階建	市街化調整、準工業
龍田市民センター（龍田）	S54.7.11	5,380 ㎡	1,803 ㎡	RC2階建	一住居、一中高住専
東部市民センター（錦ヶ丘）	S52.9.1	5,256 ㎡	1,959 ㎡	RC2階建	近隣商業、二中高住専
託麻市民センター（託麻南）	S56.5.30	6,248 ㎡	2,010 ㎡	RC2階建	準工業、二中高住専
大江市民センター（大江）	S63.7.11	5,029 ㎡	1,521 ㎡	RC2階建	第二種住居専用
花園市民センター（花園）	H2.8.27	5,145 ㎡	1,864 ㎡	RC2階建	第二種中高層住居専用
秋津市民センター（秋津）	S60.8.10	11,166 ㎡	1,910 ㎡	RC2階建	市街化調整区域
中央保健福祉センター（大江）	H20.4.1	-	1,802 ㎡	SRC5階建	
東保健福祉センター（錦ヶ丘）	S59.3.31	1,690 ㎡	1,754 ㎡	RC2階建	
西保健福祉センター（一新）	S61.12.13	1,760 ㎡	2,799 ㎡	RC3階建	
南保健福祉センター（日吉東）	H1.9.1	2,994 ㎡	1,350 ㎡	RC2階建	
北保健福祉センター（清水）	H1.1.17	3,352 ㎡	1,316 ㎡	RC2階建	

### (3) 区割り案比較表

	①5区案	②6区案
区役所	A：植木町役場 B：西部市民センター C：熊本市役所 D：税務大学校熊本研修所 E：富合総合支所	A：植木町役場 B：清水市民センター(北保健福祉センターを活用) C：西部市民センター D：熊本市役所 E：税務大学校熊本研修所 F：城南町役場
建設費	B：西部市民センター増設 4千㎡×35万円=14億円 D：用地購入費 8,398㎡×72千円÷0.8=7.6億円 D：区役所新設 4.5千㎡×35万円=15.75億円 <b>合計：37.35億円</b>	B：清水市民センター増設 3千㎡×35万円=10.5億円 C：西部市民センター増設 4千㎡×35万円=14億円 E：用地購入費 8,398㎡×72千円÷0.8=7.6億円 E：区役所新設 4.5千㎡×35万円=15.75億円 <b>合計：47.85億円</b>
出張所体制	・出張所は、現行市民センターの機能で維持できる。(新たに区役所が設置されることも含め、住民サービスが向上する。)	・出張所は、公民館・証明書交付業務のみとなる。
課題等	・②6区案に比べ、区役所から遠い地域がでてくる。 ・②6区案に比べ、区役所建設に費用がかからない。	・出張所機能が下がるため、区役所から遠い地域は住民サービスが低下する。 ・区役所建設に費用がかかる。(①5区案に比べて10.5億円増) ・2つの小さな区は職員体制が非効率となる。 ・人口集中の多いD区、人口集中の少ないC区以外の4区の面積は、ほぼ均等である。

#### (4) 政令指定都市移行後の区役所出張所窓口における取り扱い事務

担当課		取扱い事務項目	5 区	6 区	市民センター (現行)
市民課	戸籍	全般	○		○
		全部・一部事項証明、戸籍謄抄本・附票の交付	○	○	○
	住民票	全般	○		○
		住民票関係証明書（住民票の写し・記載事項証明等）の交付	○	○	○
		広域交付住民票	○	○	○
	印鑑	印鑑登録・廃止・亡失届の受付	○		○
印鑑登録証明書の交付(外国人も含む)		○	○	○	
地籍調査課	合併証明の発行、住居表示証明の発行	○		○	
主税課	市税証明(所得証明、納税証明、資産証明、車検用証明)、軽自動車関係全般	○	○	○	
市民税課	申告書の配布	○	○	○	
資産税課	住宅用家屋証明	○	○	○	
納税課	市税の収納	○	○	○	
国民年金課	新規加入、辞退等届、資格喪失その他届、法定免除（障害者の方・生活保護の方のみ）	○		○	
国民健康保険課	国民健康保険	資格取得（退職者は除く）・喪失届の受付、住所変更	○		○
	老人医療	受給資格喪失届の受付	○		○
高齢介護福祉課	被保険者証の住所その他届（変更）の受付、死亡者の保険証回収、受給証明書交付		○		○
	さくらカードの返還		○	○	○
	金婚夫婦表彰受付		○	○	○
子育て支援課	乳幼児	受給資格喪失届の受付	○		○
	児童手当	児童手当住所・氏名等変更届の受付(住民異動届と同時の変更届)	○		○
廃棄物指導課	ゴミカレンダー等の配布、ゴミステーション設置許可申請書の受付（総合支所のみ）	○	○	○	
浄化対策課	汲み取り申込・人員変更・中止の受付	○		○	
保護課	保護変更申請書（疾病届）の発行（医療券）	○		○	
学務課	転入学通知書の発行	○		○	
健康福祉政策課	人口動態調査・熊本市立墓園利用募集要項の配布	○	○	○	
社会体育課	よやくまくんの管理	○	○	○	
人事委員会	職員採用申込書の配布	○	○	○	
住宅課	市営住宅申込書の配布・当選者の掲示	○	○	○	
地域保健福祉課	罹災証明の案内・災害状況調査	○		○	
広聴課、広報課	パブリックコメントの掲示、生活便利ブックの配布	○	○	○	